



# 島根県報

平成16年 4 月 2 日 (金)  
第 1,560 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課) 1
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	( " ) 1
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課) 2
土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課) 4
解除予定保安林	(森林整備課) 4
指定漁船調書の縦覧	(水産課) 4
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	( " ) 5
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " ) 6
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " ) 6
公 告	
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
選管告示	
不在者投票の行うことができる施設の指定	7
人委告示	
平成16年度島根県警察官(男性・大卒)採用試験の実施	7
正 誤	
平成15年12月26日付け島根県報第1,534号中	(企業局) 10

## 告 示

### 島根県告示第385号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 4 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
いわみ中央農業協同組合	いわみ中央農業協同組合ふれあい福祉センター	浜田市黒川町3741番地	平成16年 4 月 1 日

### 島根県告示第386号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成16年4月2日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設 の 名称	施設 の 所在地	指定年月日
社会福祉法人 豊心会	特別養護老人ホーム 明翔苑	松江市西浜佐陀町1399 34	平成16年4月1日

島根県告示第387号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成 3 年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月2日

島根県知事 澄 田 信 義

別表 (第 2 条関係)

	利 子							補 給 率								
	融資機関が措置要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオに掲げる者である場合							融資機関が措置要綱第 3 の 2 のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合								
中山間地域活性化資金の種類	貸付期間が 7 年以内の場合	貸付期間が 8 年以内の場合	貸付期間が 9 年以内の場合	貸付期間が 10 年以内の場合	貸付期間が 11 年以内の場合	貸付期間が 12 年以内の場合	貸付期間が 13 年以内の場合	貸付期間が 7 年以内の場合	貸付期間が 8 年以内の場合	貸付期間が 9 年以内の場合	貸付期間が 10 年以内の場合	貸付期間が 11 年以内の場合	貸付期間が 12 年以内の場合	貸付期間が 13 年以内の場合	貸付期間が 14 年以内の場合	貸付期間が 15 年以内の場合
	年 1.85 パーセント	年 1.75 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.7 パーセント	年 0.6 パーセント	年 0.5 パーセント	年 0.4 パーセント	年 0.3 パーセント	年 0.2 パーセント	年 0.1 パーセント
1 措置要綱第 2 の 2 の (1) の加工流通施設整備資金	貸付金のうち 2 億 7 千万円以下の部分	貸付金のうち 2 億 7 千万円を超える部分	大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合	
	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント
2 措置要綱第 2 の 2 の (2) の保健機能増進施設整備資金	貸付金のうち 2 億 7 千万円以下の部分	貸付金のうち 2 億 7 千万円を超える部分	大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合	
	年 2.1 パーセント	年 2.0 パーセント	年 1.8 パーセント	年 1.7 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント
3 措置要綱第 2 の 2 の (3) の生活環境施設整備資金	大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合	
	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント
3 措置要綱第 2 の 2 の (3) の生活環境施設整備資金	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合							農業協同組合等に貸し付ける場合								
	年 1.25 パーセント							年 0.4 パーセント								

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月2日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年3月18日から適用する。
- 2 平成16年3月18日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
邑智町	石原地区農道事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑智町役場

島根県告示第389号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年4月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
出雲市下古志町字奥分1819 6、芦渡町字廻田2437 25、2437 26
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
出雲市所原町字堤外4562 3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第390号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年 4 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

- 隠岐郡布施村大字布施423 6 大上 進
- ” ” 大字飯美296 横地 幸四
- ” ” 大字布施481 2 中嶋 丈夫

イ 加入区

布施村加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

おき西郷漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

おき西郷漁業協同組合

2 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

- 隠岐郡海士町大字海士5025 1 波多 日出夫
- ” ” 大字知々井1671 3 竹村 洋典
- ” ” 大字御波189 亀谷 隆

イ 加入区

海士町加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

海士町漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

海士町漁業協同組合

島根県告示第391号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱 (平成13年島根県告示第267号) の一部を次のように改正する。

平成16年 4 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 2 中

年1.15%	年0.95%	年1.15%	年1.15%	年0.95%
--------	--------	--------	--------	--------

を

「

年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
--------	--------	--------	--------	--------

」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月2日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成16年3月18日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第392号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月2日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年1.4%以内	を	年1.6%以内	に改める。
	年1.5%以内		年1.6%以内	
	年1.4%以内		年1.6%以内	
	年1.4%以内		年1.6%以内	
	年1.4%以内		年1.6%以内	
	年1.4%以内		年1.6%以内	
	年1.4%以内		年1.6%以内	
	年1.4%以内		年1.6%以内	

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月2日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年3月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第393号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月2日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.4パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月2日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年2月19日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

公 告

次の開発行為に関する工事の完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年4月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域

飯石郡三刀屋町大字三刀屋45 1 外21筆

面積 8,692.30平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区打越町14 10

大和システム株式会社広島支店 支店長 広本和彦

## 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成16年 4 月 2 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム「あとむ苑」	八束郡鹿島町大字北講武885番地 6	平成16年 3 月16日

## 人事委員会告示

### 島根県人事委員会告示第 1 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第 1 項の規定に基づき、平成16年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成16年 4 月 2 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成16年 4 月 5 日（月）～同年 4 月23日（金）

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、4 月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4 月16日（金）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	17名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	3 名	

（注）採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和48年 4 月 2 日から昭和57年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は平成16年 9 月30日までに卒業する見込みのもの

イ 昭和57年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業したもの又は平成16年 9 月30日までに卒業する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 一 次 試 験	平成16年5月16日(日) 受付時間 9:00~9:10 試験時間(予定) 9:30~17:00	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町) 島根県民会館 (松江市殿町)	6月16日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。
	浜 田 市		島根県立大学 (浜田市野原町)	
第 二 次 試 験	7月上旬に松江市で実施する予定 (第1次試験合格通知の際に通知する。)			7月30日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。

5 試験の種目・配点及び内容

区分	試験の種目・配点	内 容						
第 一 次 試 験	教養試験(180点)	警察官として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験						
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">男 性</td> <td>・身長 160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体重 47キログラム以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">女 性</td> <td>・身長 155センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体重 45キログラム以上</td> </tr> </table>	男 性	・身長 160センチメートル以上	・体重 47キログラム以上	女 性	・身長 155センチメートル以上	・体重 45キログラム以上
	男 性	・身長 160センチメートル以上						
		・体重 47キログラム以上						
女 性	・身長 155センチメートル以上							
	・体重 45キログラム以上							
体力検査(90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。							
特技加点(30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点す							



		る。
第 二 次 試 験	人物試験 (500点)	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出を求 める。)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査 (医療機関で受診した健康診 断書の提出により行う。)

別欄

対 象 特 技	英語	
	ア 実用英語技能検定 (英検)	準 2 級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定 (国連英検)	D 級以上
	柔道 初段以上 (講道館認定)	
	剣道 初段以上 (全日本剣道連盟認定)	
確 認 方 法	対象特技を証明する書類 (合格証書・段位証書等) の原本の写し (A 4 判) を第 1 次試験受付時 に提出させる。	
	次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。	
	ア 原本を第 1 次試験の受付時に提出できない場合	イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒 (角形 2 号) を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書きし、書留にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者 (警察本部長) からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6 ヶ月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成16年4月1日現在、大学卒22歳で月額195,600円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。

正

誤

平成15年12月26日付け島根県報第1,534号中に誤りがあったので次のように訂正する。

十九	ページ
下	段
十二	行

第十号 島根県公営企業管理規程 誤

第十一号 島根県公営企業管理規程 正